

News Release

プルデンシャル生命保険株式会社

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-13-10 プルデンシャルタワー
<http://www.prudential.co.jp>



2006年9月20日

プルデンシャル生命保険株式会社

積立年金保険 死亡給付金に過少支払い判明 旧日産生命時代の819件が

プルデンシャル生命保険株式会社（本社 千代田区永田町、社長兼 COO 三森 裕）は20日、旧日産生命保険相互会社が販売した積立年金保険の死亡給付金の計算にミスがあり、過去にさかのぼって対象となる死亡給付金既支払先の検証を行った結果、総計819件、金額にして4,679万8,500円の過少支払いがあったことをお知らせします。今年10月初旬までには、死亡給付金受取人であるお客さまに不足額の支払いを完了する予定です。

この発端は、昨年7月から独自に作業を進めてきた契約システムに関する総点検作業の中で、平成17年2月に弊社が合併した旧あおば生命保険株式会社（旧日産生命の破綻により平成9年10月に保険契約を移転、新規保険販売は停止）から引き継いだ保険契約の中に、積立年金保険の死亡給付金（①保険料払込満了後に据置期間が無く年金支払が開始される契約において、保険料払込期間中に死亡した場合の死亡給付金、②同払込満了後に据置期間があり、据置期間満了後に年金支払が開始される契約において、据置期間中に死亡した場合の死亡給付金の2種類）算出に係わる計算上のプログラムミスがあることを発見、旧日産生命時代までさかのぼって対象となる積立年金保険契約おおよそ3,000件の検証を進めた結果、死亡給付金既支払先819件に対して、死亡給付金支払不足額4,679万8,500円の過少支払いがあったことが判明しました。

早期にお客さまへはお詫び状を添えてご連絡をするとともに、今月末から手続きが整い次第、順次お客さまに振込みによる送金手続きを進め、遅くとも10月初旬までには不足額に遅延利息を加えた金額の支払いを完了したい考えです。

弊社としては自らの検証努力によって過少支払いの不備を発見したとはいえ、消費者保護の観点からこの重大性に鑑み、二度とこうしたことが起こらないよう万全を期して参りたいと考えています。

なお、過少払いによる不足額および遅延利息は、会社が保持している死亡給付金受取人の口座へ送金させていただきますが、口座の解約等で着金が不能となることが考えられますので、お客さまからのこれらに関するお問い合わせの専門窓口としてカスタマーサービスセンター（電話番号：0120-395-669 通話料無料、平日 8:00～21:00、土日祝日 9:00～17:00）を準備いたしました。オペレータに「旧あおば生命死亡給付金過少支払いの件」とお申し出いただければ、速やかに対応させていただきます。

添付資料：死亡給付金の過少支払の内訳

添付資料

死亡給付金の過少払いの内訳

	旧日産・旧あおば生命として 支払ったもの (平成17年1月まで)	プルデンシャル生命として 支払ったもの (平成17年2月以降)	合計
件数	699件	120件	819件
死亡給付金支払 不足金額	40,196,600円	6,601,900円	46,798,500円